

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

## 委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 48 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 4 年 11 月 8 日 午前 10 時 00 分 開会			
	令和 4 年 11 月 8 日 午後 12 時 19 分 閉会			
場 所	第 1 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 6 名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	総務課長	新谷 洋子
	総務課行政係長	下瀬 秋穂		
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	毛利 幹夫	事務局次長	久城 祐二
	総務係長	藤井 伸樹	—	—

付議事件	<p>1、議 題</p> <p>(1) 令和4年第4回定例会の運営について</p> <p>①提出案件について</p> <p>②会期及び日程について</p> <p>(2) 令和4年第4回臨時会の運営について</p> <p>①提出案件について</p> <p>②会期及び日程について</p> <p>(3) 議会改革の取組について</p> <p>①地域懇談会での意見等の取扱いについて</p> <p>②議会基本条例の検証について</p> <p>③定数条例について</p> <p>④正・副議長選挙所信表明等について</p> <p>(4) 予算について</p> <p>①人事院勧告の取扱いについて</p> <p>②新年度予算の編成について</p> <p>2、その他</p> <p>①発言の訂正の申出について</p> <p>②改正個人情報保護法について</p> <p>③自治懇談会の開催方法の変更について</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3、経過

【開会 10:00】

○熊高委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

#### (1) 令和4年第4回安芸高田市議会定例会の運営について

##### ①提出案件について

##### ②会期及び日程について

○熊高委員長 令和4年第4回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長 令和4年第4回定例会に上程を予定している議案は、条例及び一般議案11件である。一般会計、特別会計の補正予算を現在調整している。

概要は、総務課長が説明をする。

○新谷総務課長 (提出議案の概要について説明)

○熊高委員長 質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

会期及び日程について、事務局に説明を求める。

○毛利事務局長 (会期及び日程について説明)

○熊高委員長 質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認め、令和4年第4回安芸高田市議会定例会の日程は、12月7日開会、12月20日閉会とし、会期を14日間とすることに異議はないか。

(異議なし)

異議がないので、会期は14日間とする。

次回の議会運営委員会は、11月28日10時を予定し、一般質問の締切りは11月24日正午とする。

#### (2) 令和4年第4回安芸高田市議会臨時会の運営について

##### ①提出案件について

##### ②会期及び日程について

○熊高委員長 令和4年第4回安芸高田市議会臨時会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長 令和4年第4回安芸高田市議会臨時会は、11月22日を招集日として、本日告示を行う。

専決処分した事件の承認2件である。

概要については、総務課長が説明する。

- 新谷総務課長 (提出議案の概要について説明)
- 熊高委員長 ただいまの説明に対し、質疑はないか。  
(なし)  
質疑なしと認める。
- 毛利事務局長 続いて、会期及び日程について事務局に説明を求める。  
○熊高委員長 (会期及び日程について説明)  
質疑はないか。  
(なし)  
質疑なしと認め、令和4年第4回安芸高田市議会臨時会の日程は、会期を11月22日の1日のみとすることに御異議はないか。  
(異議なし)  
異議がないので、会期は11月22日の1日のみとする。  
議案の取扱いについてお諮りする。  
承認第5号、第6号は委員会付託を省略し、それぞれ提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことに異議はないか。  
(異議なし)  
異議なしと認め、そのように決定する。  
執行部からそのほかにないか。
- 行森総務部長 10月1日から開庁時間の変更を行い、現在のところ大きなトラブルもない。議会には、各委員会の開始時間、あるいは一般質問の通告における10日前の議会運営委員会等々配慮いただきお礼を言う。今後ともよろしくお願ひしたい。
- 熊高委員長 暫時休憩する。  
休憩 10:18 (執行部退席)  
再開 10:21

### (3) 議会改革の取組について

#### ①地域懇談会での意見等の取扱いについて

- 熊高委員長 再開する。  
議会改革の取組についてを議題とする。  
まず初めに、地域懇談会の意見等の取扱いについて、前回の全員協議会で協議したが結論が出ていない。市民の方からいただいた意見を所管する常任委員会に振り分けて協議するという意見や、広報広聴の特別委員会を設置する等の意見が出た。議会運営委員会としては、それらの意見を参考に今後の取組の方向性を決める必要がある。
- 藤井係長 前回の議会運営委員会において、広報については一定の整理として広報特別委員会に委ねることとした。  
また、この意見をどう返していくのかというところで意見はあったが最終的に決定してない。各委員会に振り分けて返して

いけばよいのではという意見や、執行部の方にはどうするのかという意見もあったので具体的に決めてほしい。

あとホームページも。この3点について具体的に議論いただきたい。

- 熊高委員長
- 児玉副委員長

意見はないか。

毎回の課題であるが、返し方について、市民の皆さんが意見を出しておいて、そのまま議会として投げたままにしているのかということになりかねないので、全員協議会でも発言したが、各委員会に振り分けて、特に委員会の中で市民の皆さんから出た意見で重要だというのは所管事務等行い、議会広報に載せながら議会としてこういう活動をしていると返していく方が議会の中の動きが見えると思うのでよいと思う。

- 熊高委員長

ほかに意見はないか

(なし)

今副委員長が言われた方向で、事務局がある程度整理をして、何らかの形で皆さんにまた提示したいと思うがそれでよろしいか。

(よい)

そのように進める。

もう一つ、広報広聴の特別委員会を設置する等の意見について、時期の問題もある。今期の2年間のうちか、新体制でやるのか時期だけでも決めておいていただきたい。意見はないか。

- 山根委員

広報広聴に関しては、委員会で視察研修したときのことを前回も申し上げた。議会の体制の中でどういうふうにするかをしっかりと押さえてすすめるべきである。

さきほどの市民からの意見を所管に振り分けてということについてだが、所管事務調査書が、今、会期中だけではなく閉会中に向けて一つの大きな命題として市民の中に入りながら、意見を集めながら調査をしていくという形を行っている市町の議会ある。そういうのも参考にしながら1年から2年通して調査をすることも必要だと思う。

- 熊高委員長
- 児玉副委員長

ほかに意見はないか。

広報広聴の件は、私もいろいろなところを見に行った限りでは、地域懇談会を議会運営委員会で開催するのがいいのか、広報委員会を広聴まで含めて開催するのがいいのか議論してみる価値があると思う。そうすると今回の11月末では難しいので、来年から新しい組織の中で地域懇談会も含めて委員会、広報広報の在り方を早めに決めていくほうが良いと思う。

- 熊高委員長

ほかにないようであればまとめていきたいと思うがよろしいか。

(よい)

お諮りする。

地域懇談会の意見等の取り扱いについて、意見等の取り扱いを、今後各常任会に振り分けて対応していただく。

特に、市民にどのように返すかというところも委員会で協議をしていただくこととする。

また、広報広聴の在り方、とりわけ今の広報の在り方、地域懇談会を議会運営委員会が所掌しているが、広報広聴の特別委員会等で取組をしたらどうかとの意見もあった。しかし、11月末までの現体制での協議は、時間的に厳しいため、新たな体制で早急に検討いただくこととしたいと思う。この2点について、異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

## ②議会基本条例の検証について

○熊高委員長

議会基本条例の検証についてを議題とする。

前回の全員協議会において協議を行い、議会運営委員会での今後の取組の方向性を決めることとなった。

意見はないか。

暫時休憩する。

休憩 10:32

(議会基本条例の所管について確認)

再開 10:33

○熊高委員長

再開する。

議会基本条例の見直しについて確認をする。

事務局に説明を求める

○久城事務局次長

(議会基本条例第12条を読み上げ)

○熊高委員長

基本は、明確ではないが議会運営委員会がある程度指導することになっている。よって、議論をしてどうするか提案をする役割であると思う。それを踏まえ意見はないか。

○山本優委員

書いてあるとおり、何かあればその時点で随時やっていけばいいと思う。

○山根委員

使い方であるが、市長が基本条例を用いて、議員が市民に説明をしていくものだと、市長が基本条例について、議会が政策についても市民に説明していくものだと言うことがある。これについて、市民から違うのではないかと、議会が、市民との間でどうしていくのか市長は分かっていないのではないかと。しかし、基本条例を見るとはっきり書いてないので、そのところをはっきりしたほうがよいのではという意見を伺っている。

市民が見ても、議員、議会は何をするのが仕事かというところを、はっきり抑えた解説なり文言を入れていく。そういうと

ころを抑えていくのも必要かと思う。

○金行委員

私は、今の現状でよいと思っている。

○山根委員

それでは足りないという市民の声があり、解説をはっきりとしたほうがよいと思う。

○山本優委員

議会基本条例は、議員のための議員の条例である。他に分かってもらうための条例じゃないと思うので、その辺は認識がちょっと違うと思っている。

よって市長が、議員を縛っている条例について関与すること自体おかしいと思う。

○熊高委員長

3つ意見が出た。最初に山本議員より、何かあればすればよいとのことであった。山根委員からは、現状の認識の問題点について。最後山本議員から、中身についての認識のありよう、誰のための基本条例かという意見であったが、そこらも含めてやはり検証が必要だと思うので、どういう形でこれをするかという議論をいただきたいと思う。原則は、議会運営委員会とあるが、それをどうするか一定の方向性を決めていただく必要があると思う。

○大下委員

委員長言われたように、議会運営委員会でやるということになっている。2年に1回の検証とあるので、やるべきだと思うが議会運営委員会でやるのであれば、今まで何か問題点があったかどうかいうところが大事だと思う。変えないといけないところがあれば変えていくというのが基本条例の中身じゃないかと思う。議会運営委員会でまず検討するということがよいと思う。

○山本優委員

2年前に基本条例の検証で全員議員から意見をとっている。そういうふうにするのであればそれはそれでいいと思う。

○児玉副委員長

基本条例を2年に1回ということであるが、皆さんでもう1回読んでみて、28日が現メンバーで最後だと思う。28日までには議会運営委員会としてある程度まとめておかないと、それを次の新体制に渡すのであれば28日が目途だと思う。

○熊高委員長

まとめる。いろいろ意見が出た中で、基本的には児玉副委員長が発言したように、今期の議運の中で一定の整理をするのも一つの大事なポイントだと思うので、11月28日までに山本優委員言われたように、前回チェックリストを付けて意見集約をした経緯もあり、どのような形ですか28日までに出来るか検討が大事になってくると思う。

その中で山根委員言われたような課題意識も、皆がどのようになっているか確認できると思うので、28日までに一定の整理をした上で、次の新しい議会運営委員会に引き継いでいきたいと思うがよろしいか。

- 宍戸議長 22日の議長選挙から、議会運営委員会は替わらなくてよいのか。
- (替わっているのではの声あり)
- だとしたら間に合わない。
- 熊高委員長 失礼した。議長言われるように22日に臨時会があり、そのときはもう変わっているので今の意見を引き継ぐしかない。
- 今回、いろいろ課題意識を持って2年に1度すべきだということを引き継ぐしかないが、議員は変わらないので、これを共有しておけば全員協議会で委員の皆の意見も発言する場がある。
- 現委員会では、このことについて最後の確認になると思うので、そういう形で一定のまとめをさせていただくがよろしいか。
- (よい)
- 基本は引き継いでいくということで。
- お諮りする。議会基本条例の検証については、今期の議会運営委員会で全ての検証をするという暇がないということで、当然2年に1度の検証が必要だろうということ、次回の体制に引き継いでいくことにしたいがこれに異議はないか。
- (異議なし)
- 異議なしと認め、そのように決定する。

### ③定数条例について

- 熊高委員長 定数条例についてを議題とする。
- 前回の全員協議会で見直しについての意見が出て、議長から議会運営委員会での協議要請があった。
- 意見はないか。
- 山本優委員 前回2年前に定数を改編しており、そのあと市民から定数について考えるというような意見は、私は聞いていないので、今定数を考える必要性はないと私は思う。
- 大下委員 同じく私もいいと思う。
- 山根委員 この定数は、常任委員会を3つにするという中で、議員が委員として半分の8人で協議をする上で、7人から8人さらには委員会としての活動がちゃんとできるようにというところまで考えての定数を決めた経緯があったと記憶しているので、今の段階で定数条例を変えていくことはまだ必要ないのではないかと感じている。
- 熊高委員長 ほかに意見はないか。
- (なし)
- 意見なしと認める。
- お諮りする。定数条例については、現状で特に変える必要は



ないという意見があった。このようにまとめたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

#### ④正・副議長選挙所信表明等について

○熊高委員長

正副議長選挙所信表明についてを議題とする。前回の全員協議会において所信表明に対する質疑。所信表明の文書のホームページでの公開。また、所信表明の録画データを公開することについて提案があり、このことについて議長から議会運営委員会での協議要請があった。

3点あるので分けて議論いただく。

まず、所信表明に対する質疑について意見はないか。

○山本優委員

所信表明に対する質疑は、する必要もないしするべきでないと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

次に入る。所信表明の文書のホームページでの公開について意見はないか。

○山本優委員

所信表明のときは、所信表明書を傍聴者に配付するが、それは傍聴者だけであって、ホームページで出すまで出すべきであるかどうかはちょっと考えるべきだと思う。傍聴者に配っているのだからホームページに出してもいいじゃないかといえばそうだが、これは議会、議員内の選挙のことなのでそこまでするべきかと。私はホームページまで載せる必要はないと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○金行委員

今、傍聴者は見ているので、ホームページに出してもマイナスではないと私は思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

他市町の状況を事務局が調べているのであれば教えてほしい。

○熊高委員長

事務局から現状も含め他市の文書のホームページでの公開について、説明を求める。

○久城事務局次長

他市町の状況について、ホームページ等で調べた結果を説明する。

質疑について、質疑をしている議会は見つけられなかった。

所信表明文書のホームページの公開は、他県の県議会で1か所公表していた。それ以外は文書の公表ではなく、所信表明会の会議録を公表が数か所あった。

所信表明の録画データの公開は、見つけられなかった。

広島県内の状況であるが、この3つに該当する議会は見つけ

- られなかった。
- 熊高委員長 意見はないか。
- 山根委員 所信表明に対する質疑について、所信表明をされる。その中でしっかりと受け止められればいいことではないかと思う。
- ホームページの公開、録画データの公開についても、議会の中で誰を出すかということなので、改めてホームページの公開、録画データの公開は状況を見ながら、今後について考えるべきでは。今の段階では議会としてはそこまでオープンにすることはないのであると思う。
- 熊高委員長 事務局に確認する。所信表明は会議録として残るのか。
- 久城事務局次長 現在、本市においては、所信表明会の会議録としては公表されていない。休憩中に行うため、会議録自体が記録されていない。
- 熊高委員長 会議録に出れば文書公表と同じような形になるが、今休憩中に議長の所信表明をするので、正式なところには全く残る場所がないということであった。
- そういう状況も含めて、改めて意見はないか。
- 久城事務局次長 先ほど説明した所信表明会の会議録は、大きな町で結構やっているところがあった。ただし休憩中ではなく、所信表明会という形としてちゃんと記録として残している状況であったので、休憩中にするかしないという部分がやはり大きいと思う。
- 熊高委員長 休憩中であるので、正式に残るところはないということであった。それを踏まえてどのように応えていくか議論いただきたい。
- 間近に迫っているので、今から休憩中の在り方そのものを変えるのは混乱すると思う。今後の課題として受け止め、議会運営委員会で協議した形としたいがよろしいか。
- (よい)
- お諮りする。正副議長選挙所信表明等について、所信表明に対する質疑は必要ないということとする。
- 所信表明の文書のホームページでの公開、所信表明の録画データの公開については、現在休憩中に行っているため正式な形で残ることは現状ないということだが、今後検討協議をしていく必要があることを踏まえ整理したいと思う。
- 久城事務局次長 所信表明について、YouTubeで公表するという規定がある。ただし録画データについては公表しないとなっている。
- 熊高委員長 暫時休憩する。
- 休 憩 11:00 (資料の確認)
- 再 開 11:02
- 熊高委員長 再開する。

所信表明のライブ配信は行うことと要領で定めているので、これまでどおりである。ただし録画データ、あるいは文書での公表にはなっていないが、それも踏まえ先ほどの状況を今後検討するということとしたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

#### (4) 予算について

##### ①人事院勧告の取り扱いについて

○熊高委員長

予算についてを議題とする。人事院勧告の取扱いについて、事務局の説明を求める。

○藤井係長

(資料を説明)

○熊高委員長

意見はないか。

○山本優委員

市長も財政説明会で、財政が逼迫して大変だと説明しているのに、人事院勧告ということで給料を上げるのか。まだ決定していないとのことであるが。執行部がそういう状態でまだ分からないのに、議員が勧告どおり上げるといふのは難しいのでは。

ましてや私たちは、市民の代表としてあれだけ言って歩いてきているのに給料を上げるという話になったらまたちょっとおかしいと思う。

ここは、いくら人事院勧告があったとしても、どうするかというのは執行部としっかり連携取らないといけないのでは。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

個人的見解も少し入るが、先ほど言われたように財政説明会の中で、かなり厳しい財政を説明されている。その中で、一般の職員に関しては勧告なのでそれなりかと思うが、今回議会としての取扱いとしては、まだ令和2年度の災害の復旧もままならず、そのような中で財政も厳しい。議会としては人事院勧告自体が公務員に対するものなので、議会がそれを取り扱って期末手当の引き上げを行うことは必要ないのではないかと思う。取り扱わないほうがよいと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○大下委員

国が決定をいつするのかわからない問題を、今議論しても始まらない。まずは決定してから。執行部の動きもある。そのほうがよいと思う。

○熊高委員長

事務局が説明した例年の流れでいけば議員提案している。そういう流れの確認として議会運営委員会として今後どのように取り扱うかという協議であった。

基本的には大下委員が言われたように、正式にそういったものが出てきた段階で、どうするかということになるが、予備的に、そういう流れがあるということを知ってもらうために事務

局が説明したものである。

今後の扱いも含めて執行部との関係もあるので、そういった方向にはなると思うが、事務局から補足説明があるか。

○毛利事務局長

今大下委員が言われたとおりであるが、今回提案した理由は、もし人事院勧告が11月中に国会を通過した場合、市議会の方も執行部と同じ取扱いをする決定をした場合に、執行部のほうは専決処分をすれば今年のボーナスに間に合う。しかし、議会のほうは専決が無いので定例会を待ったら間に合わないため、議員への支給は来年の6月で調整しないといけなくなる。

そうしたとき、どう間に合わすかといえば11月にもう1回臨時議会を開くと間に合う。

今皆さんに方針を決めていただいたら、それなりに事務局が動けるといことで今回提案させてもらったものである。

それでは、国の動向が出てから再度検討するという事になれば事務局の方も動かさせていただく。

○熊高委員長

よって昨年のように、最悪の場合は次年度の議会の中で決定して遡って支給する形に昨年はなったが、そういう形にするのか今期の議会で決定をして、間に合わすようにするかというタイミングがあったので、そのこと含めての事務局からの説明であった。

今後の動向を見ながら検討をしていくということによろしいか。

○宍戸議長

以前から人事院勧告分の取扱いはいろいろ意見があったが、安芸高田市の場合は人事委員会がないので、基本的には人事院勧告をそのとおり今まで実施してきている。

なぜかという、下げる場合は簡単であるが、上げる場合は人事委員会がないので議会の場合は上げる根拠が無い。

何を根拠に上げるかということになるので、議会としても人事院勧告に準ずるとい行政の在り方に準じたほうが良いと考えている。

○熊高委員長

議長の参考意見であった。

それも踏まえ全体の意見も当然聞く必要があると思うので、意見をまとめた上で全員協議会に諮り皆の意見を最終的には聞いていくということになると思うが、意見が今多様にあったので、全員協議会には皆の意見があったことを報告する形によろしいか。

(よい)

議長の意見も含めて、全議員の中で、最終的な判断をすることになると思う。

お諮りする。人事院勧告の取扱いについては、皆の意見、あ

るいは議長の参考意見を含めて、全員協議会に報告することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

11時25分まで休憩する。

休憩 11:19

再開 11:25

## ②新年度予算の編成について

○熊高委員長

再開する。

新年度予算の編成についてを議題とする。事務局の説明を求める。

○藤井係長

(資料を説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

○山根委員

山根委員

今年度の予算についてもシーリング以下にして、さらに削減をしている。今回まだそれから86.2%やるってということで、議会の予算についてどのようにするのか。

○熊高委員長

議会の予算について、今検討中だと思うが中途の状況で報告できることがあるか。できなかつたらできないでよい。

(ないの声あり)

報告できるものがないとのことであった。

特に、いろいろIT関係のシステムのこととかあったと思う。そこらがどうなるのかも含めてどう検討しているのかは教えてほしい。

○久城事務局次長

議会費については、言われたとおり今年度について、相当削減されている。それからさらに削減となると、どの部分ができるか正直事務局も大変悩んでいる。

さらに今年度、会議録の全文公開とかに対して6月に補正しているの、それらを考慮すると単純計算でも来年度予算は去年より増えてしまう。

しかし、市全体としてシーリングがあるので、ここについては何らかの方策を考えないといけないと思っているが、現時点でまだ答えが出ていない。

先ほど委員長言われたシステムの更新についても、かなり切羽詰まった状態になっている。今年度これから議場のシステムと委員会室のシステムの調査を行い、どれぐらいのものができるか今年度中に方向性を出そうと思っている。それによってまた来年度当初予算に組むのは時期的に難しいが、来年度中には方向性を作って来年度システムの更新について予算計上していきたいと思っている。現時点で申し上げられるのは、こういっ

○熊高委員長

たことで申し訳ない。

ほかに意見はないか。

(なし)

なしと認める。本日、議論したことをまとめて全員協議会に報告することが決定事項になるが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

## (5) その他

### ①発言の訂正の申出について

○熊高委員長

その他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

○金行委員

皆さんにお詫びをしないといけないことがある。緊張の緩みで居眠りをしたことに對して、次の日に謝ったが、私の声が小さく皆に聞こえていないということを知った。この場で改めて謝罪させていただく。申し訳なかった。

○熊高委員長

お詫びであった。

ほかにないか。

議会事務局から、発言の訂正について執行部より申出があったことについて説明を求める。

○久城事務局次長

発言の訂正について申出があったので、申出書と会議録の速報版を配布している。

危機管理監の概要説明であるが、(1)「総務費に計上されております。」と説明があったが、実は消防費も含まれていたことから「総務費及び消防費に計上されております。」に訂正。

(2) その関連で、「総務費の令和3年度決算のうち」と総務費だけの発言であったが、消防費も含まれていたため、「令和3年度決算のうち、」に訂正するものである。

続いて会議録14ページ、(3)の「特に報酬という部分でございます」である。これは、山本数博議員の質問に對しての答えであるが、山本数博議員が、報償費2,500万計上していることについて質問されたとき、報酬と捉えられたと思われるが、退団する消防団員に對する「特に報酬という部分でございます」を、「退団する消防団員に對する報償金でございます。」に訂正するものと、(4)報酬額について云々といろいろ説明があるが、2,500万円の計上は退団者の在職期間によって報償金の額が変動する以下の訂正についてお願いであった。

金行予算決算常任委員長と議長に諮り、令和4年2月21日の取決めの中で、本来であれば会議録、会議規則の中では、議員の発言についての訂正・取消というのは規定しているが、議員だけではなく執行部についてもそれを認めると決定している。

今回申入れが出たため、会期中であれば議長に申請することとなるが、会期終了後は、議会運営委員会で取り消しの可否を決定するとのこととなっているため、今回提出したものである。

これについて協議をいただきたい。

○熊高委員長

質疑はないか。

○山本優委員

会期中に取消しが出来るようになっており、申合せ事項としては、取消しまたは訂正の申出は、当該会議が終了した日から30日以内に議長に行うこととし、議会運営委員会で取扱いについて協議決定するとありますが、30日を過ぎていたので取扱う必要はないと思う。

発言の内容も、意味が違っているのではなく、ちょっと言葉のつけ足し方だけであるから、煩雑な手続きをさせるようなことをしなくてもいいと思う。

○久城事務局次長

申出が10月5日で30日以内ということで今回受付したものである。2番目の軽微なものであるということについては協議いただきたい。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

委員会における発言の取消しは14日以内であり、1日か2日前に出されているということになる。そして、軽微と言われていたが報酬額と報償金は違うので、そのところを担当の危機管理監であれば、言っただけで間違いを確認できる立場であるから、ぎりぎりに出してくることに對して、認めるにしても注意をするような形をとるべきではないかと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

議長に最終的な権限があるので考え方を伺う。

○宍戸議長

基本的な考え方について述べる。訂正は議長の判断であるが、取消しは議会の議決が要る。議員の場合には、会議規則第64条により会期中に限り、訂正・取消しができる事になっている。

それで議員の手引きにもこういう場合の取扱いをどうするか、執行部については議員必携とか取り決めがないので、基本的には議員と同様に準じて対応することが適當であるということになっている。ということは、議長としては中立公平という立場から考えて、議員も執行部も対等な立場で対応を同等に扱うというのが基本と思っている。

これが崩れると、今後の議長が判断されるのが大変難しくなると思うので、この議会運営委員会の委員の意見を聞いた上で、判断をすることにした。

○熊高委員長

議長から、議会運営委員会に提案をされたということであった。それも踏まえ検討いただきたい。

○大下委員

委員会については、議長または委員長が認めたらというのがあるのであれば、今回議長もそのように、議会なら会期中でないと駄目、訂正も出来ないということなので、そこらも議長、委員長言われるとおりでよいと思う。委員会として、議運としてどうするかというのもあるが、基本的には委員長、議長に一任したらいいと思う。

○山本優委員

発言の取消しとは、前に言ったことが無かったことにすることである。無かったことには出来ない。

発言の訂正については、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することは出来ないから、趣旨は最初の発言する趣旨で通っているから訂正する必要はないと私は思う。

○藤井係長

山根委員、山本優委員から話のあった資料について、この資料は、2月の全員協議会で決めていただいたものだが、その前に議会運営委員会で諮り作成したものである。

その中で、委員会においては14日以内、裏面の3の発言の訂正は、(1)(2)とルールを定めている。(1)は、会議における自己の発言に責任を負うことが要求されるため、みだりに訂正することは原則許されない。(2)は、訂正は字句に限るものとし発言の趣旨を変更することは出来ない。とされている。

○熊高委員長

事務局が今確認してくれた。執行部から出たものが、この訂正の(1)(2)に対してどのようになっているかを確認した上で、議長にも相談をして、それでは訂正が可能だろうということで、議長のほうも一定の理解をされたということであるか。それを最終的に、微妙な部分があるので、議会運営委員会で確認してほしいということの趣旨だと理解したが、それによろしいか。

(休憩を求める声あり)

暫時休憩する。

休 憩 11:46

再 開 11:50

(取扱いについて協議)

○熊高委員長

再開する。

休憩中にも議論いただいたが、かなりの訂正内容が伺えるので、訂正はふさわしくないという意見が多数を占めた。

よって、議会運営委員会としては訂正を認めるべきではないと決定したいと思うがよろしいか。

(よい)

お諮りする。発言の訂正については、否認するということが異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。



## ②改正個人情報保護法について

- 熊高委員長                   ほかに何かあるか。
- 藤井係長                   1点協議いただきたい。
- 熊高委員長                   暫時休憩する。  
休憩 11:52                   (資料を配付)
- 再開 11:52
- 熊高委員長                   再開する。  
事務局からの説明を許可する。  
○藤井係長                   (資料を説明)
- 熊高委員長                   質疑はないか。  
今日どこまで決めればよいか。  
(全部先に話してほしいとの意見あり)
- 藤井係長                   協議事項は2点である。  
まず、この条例(例)をもとに、条例案を今後作成していく  
ということを決めていただきたい。もう1点は、議会の個人情報  
保護条例であるので議員発議でお願いしたい。この2点を決  
めていただきたい。最終目標としては2月の定例会で上程。4月  
施行を目指す。
- 熊高委員長                   最終的には3点について確認してほしいということであっ  
た。条例(例)に基づく条例案を作成することを事務局に一任  
すること。条例案を作成した際は、議員提案という形で提案す  
ること。2月定例会を目標にするという、この3つについて議会  
運営委員会のほうで確認をしておいてほしいということの提案  
であった。
- 熊高委員長                   質疑はないか。
- 金行委員                   条例(例)を基として事務局が作成してくれることは分かっ  
たが、それを守るのは我々議員であるから、内容等についてお  
互いに理解しないとイケない。
- 藤井係長                   事務局のほうで条例案を作成する。議員の政治的な活動につ  
いては、この条例は適用されない。その代わりに議員が議会とし  
て個人情報を得た場合は条例の適用になると思う。
- 金行委員                   これは、国がすすめているデジタル化に向けての関係である  
か。
- 藤井係長                   そのとおり。
- 熊高委員長                   ほかに質疑はないか。  
(なし)
- 3点を目標に今後進めていくが、金行委員からもあったよう  
に、内容についての議員の認識を改めていくこともあると思う  
ので、ここでは今の3つの目的に向かって進みながら、必要に  
応じて全議員に周知する機会を設定してほしいと思うがよろし

いか。

(よい)

整理する。先ほどの3点について順次進めていく。各議員に対しては、その都度必要に応じて説明をし、認識を新たにしてもらうことでよろしいか。

(よい)

### ③自治懇談会の開催方法の変更について

○熊高委員長

ほかに何かあるか。

○毛利事務局長

これは報告案件である。昨日、企画部及び総務部の部長が来て、このたび自治懇談会の開催方法が変更されたということで報告を受けた。

報告の内容は、自治懇談会を開催するにあたり1名以上の市議会議員に出席をしてもらうよう振興会に調整をお願いしているという報告であった。

よって振興会の方から自治懇談会の開催に当たり、議員に対して出席の要望があれば、できるだけ快く受けていただきたいという報告である。

今まで自治懇談会などあった場合、議員は積極的に参加されていたと思うが、前回一般質問のとき、武岡議員が質問されたのに、市民の声を聞くのは議員の、とかいう部分で、兼ねて懇談会の方にも議員の出席を求めるということである。

○熊高委員長

質疑はないか。

○山本優委員

地域懇談会に執行部の長が、議員に出ると命令するようなことではない。これは議員活動に関与し過ぎである。このようなことを出させることが間違いである。地域振興会でやるときは黙っても議員は出ている。それを上から目線で市長が言うことじゃない。

これをみんなに配る必要はないと思う。

○宍戸議長

補足説明する。昨日午前10時半頃、総務部長と企画部長が来て説明があった。

我々議会としては、執行権の問題であって関与しないとはっきり申し上げている。

ただし、企画部長が言うには、振興会の方の代表者に向けて、この裏面に書いてあるが、この裏面の内容を皆さんにお願いをするので、振興会の方から議会の方へ何か話があったときに、何も聞いてないということがあったらいけないので、あらかじめ議員の皆さんに報告するということであった。

ただ、私が懸念するのは、振興会が主催でやる自治懇談会である。今まで振興会が要請して、市長が行って懇談会が開催されたということであるが、振興会に対して条件を付けた。議員

が出席しない自治懇談会には私は出席しませんよということである。結局。

ということは、市民の自由活動に制限をかけるこの要綱は、あり得ないということを示している。

部長も「私らもそのように申し上げたが、市長が、いやこういふふうにしなさいということであるので、早く言えばやむを得ない対応でさせてもらっている。」ということであった。付け加えておく。

私は、これは大変問題のある要綱になると思う。

○熊高委員長

議長の方から経緯も含めて、考えも発言いただいた。意見はないか。

○金行委員

出席しているというのは執行部に言ってほしい。振興会のことで出れるときは皆出ていると思う。そこまでやるのかと思う。理由は議長が言われたが、地域の振興会の会議には出ている。そのために議員はいるのである。信頼がない。私の思いであった。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○大下委員

振興会に対し、こういうことを市長が命令する事が、どうも市民を馬鹿にしているというか、ここらが許しがたいところである。

振興会も振興会なりに活動をしている。そこを市長が命令するというのは、おかしいのではないか。私の意見である。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山本優委員

自治組織の代表からの申出により開催する地域懇談会である。それがなぜ議員が出ないと私は出ませんという言い方をするのか。そういうこと自体がおかしい。

議員が出ることを要件とすると、議員が出なかつたら私達は出ませんよってということである。これは条例か。

(要綱との声あり)

要綱であれば否決ということにはならないが、これは出す方がおかしい。そこまで義務付けられるのだったら振興会が困ってくる。これは認められないと言った方がよい。

○山根委員

皆と同じ意見である。振興会に要件を付けるのはおかしい。そうでなくても市長は、振興会の意見を聞く側の方である。

これまで振興会が市長との対話を求めても、なかなか聞き入れてもらえないという声も聞いている。

それを、議員が出席することを要件になら聞くというのはまたおかしい。

議員は議員として振興会とも話をする場も持っているし、地域懇談会もしている。何でこんなものを出すのか。本当におか

しいことだと思ふ。

さらには情報として、市が行う会とか、そういう情報が議会の方に入ってこない状況がある。マスタープランの説明にしても、地域に説明したが、私が聞いたところによると、そこに議員がいないことに気付いた市民が、何でこの大事なことを地域から出している議員を入れずに進めようとするのか、話をするのかと、かなり言われた地域があったと聞いている。

そういうことがあったのでこれを作ったのかと感じているが、執行部として市民との対話の中で、考え方を変えたほうがよいと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○金行委員

前向きに考えようではないか。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○児玉副委員長

どうしたいのか。ただ単に私達は聴くというだけではないのか。

(通知が来ているというだけであるとの声あり)

そうである。だから、議論がどうこういうことではない。

思いは一緒であるが、これをどうすると言ってもどうにもならない。

○熊高委員長

副委員長にまとめていただいた。

これは受け止めているということで議長も執行部に、こういうことは受け入れられませんとはっきり言っているから、これは様子を見るしかないと思う。

これは全員協議会に報告するかどうかということも含めて、そのところが問題である。

要綱であるので、執行権者の要綱の設定は権限があるのであろうけれども、条例としての部分ではない。そこら辺の法的な整理も1回してもらふ必要があるかと思う。とりあえず今日そういう状況が、昨日議長の方にあつたということで、議会運営委員会で確認した。

方向としては、これは受け入れられないという意見の方が多かったと思うので、それは議長の方からまとめていただいたことでよいと思う。

報告事項ということで今日は確認したということで、議長こういう整理でよろしいか。

○宍戸議長

私が申し上げているのは、議会としてどうのこうの言うことではない。振興会の活動の中に、議員が出入りすることは、これは議員活動の自由なので、当然個人の議員が対応したらよい。

私が心配したのが、振興会の活動に制限を加えるこの要綱はいかがなものか。ということを経営部には申し上げているとい

うことである。

○山根委員

「なお」書きからの要件を外すべき。議員はいつでも地域の懇談会には出席している。外すべきということぐらひは執行部に言えないか。

○熊高委員長

そのことは当然議長の話の中に、執行部とのやりとりがあったと受け止めている。

この件は議長のほうから報告があったということで、全員協議会への報告はどうするかである。

○宍戸議長

知っておいてもらったほうがよい。

○熊高委員長

こういうことがあったという報告でよろしいか。

○宍戸議長

よい。

○熊高委員長

そのようにするというので、この件については確認をした。

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

**【閉会 12:19】**

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長